

公衆便所の道路外利便施設協定について

国土交通省 北海道開発局 建設部 建設行政課

道路利便施設の協定について、北海道開発局（以下「当局」という。）の事例、「一般国道 274 号の道路外利便施設に関する協定（以下「利便施設協定」という。）」を紹介します。

本件は、一般国道 274 号夕張市^{かえで}楓のチェーン着脱場に隣接している夕張市所管の公衆便所（以下「楓トイレ」という。）について、財政再建団体である夕張市から、財政上の理由により廃止するとの連絡を受け、国道利用者の利便を勘案した結果、当局において楓トイレを維持管理することとしたものです。

1 利便施設協定締結の背景について

まずは、楓トイレの利用の状況、他のトイレの位置関係、利便施設協定締結に至る直接的な理由等について、ポイントを絞って解説したいと思います。

① 楓トイレの利用状況について

楓トイレは、チェーン着脱場から階段により接続され、夕張市の特産品を販売している北海道物産センターの駐車場ともつながっています。

夕張市によると、消耗品や水洗使用水量より算出した楓トイレの平成 15 年度～平成 17 年度の平均利用率は、約 663 人/日であり、チェーン着脱場や北海道物産センターの利用者に広く認知され、高い頻度で利用されています。

② 楓トイレの必要性について

「一般道路の休憩施設計画指針（案）」（平成 4 年 3 月 19 日付建設省発出）によると、休憩施設とは、道路管理者が道路に接して設置する道路附属物としての自動車駐車場、公衆便所、無料休憩所、園地等を備えた施設（進入路等を含む。）と定義されています。また休憩施設相互の設置間隔は 10 km～20 km が目安（所要時間 30 分程度で到達できる距離）とされ、最大間隔は 25 km 以下とすることが望ましいとされています。

楓トイレの近傍地には、札幌方向へ約 13 km の地点に位置する夕張市滝ノ上駐車場トイレ（農協）、帯広方向へ約 10 km の地点に位置するむかわ町穂別キャンプ場トイレ（町営）がありますが、いずれも冬期間は閉鎖され、最寄りの公衆便所までの間隔が約 60 km も開いてしまいます。

このため、楓トイレは地域にとって欠くことのできない施設であり、夕張市からも道路管理者による維持管理の存続を強く要望されていました。

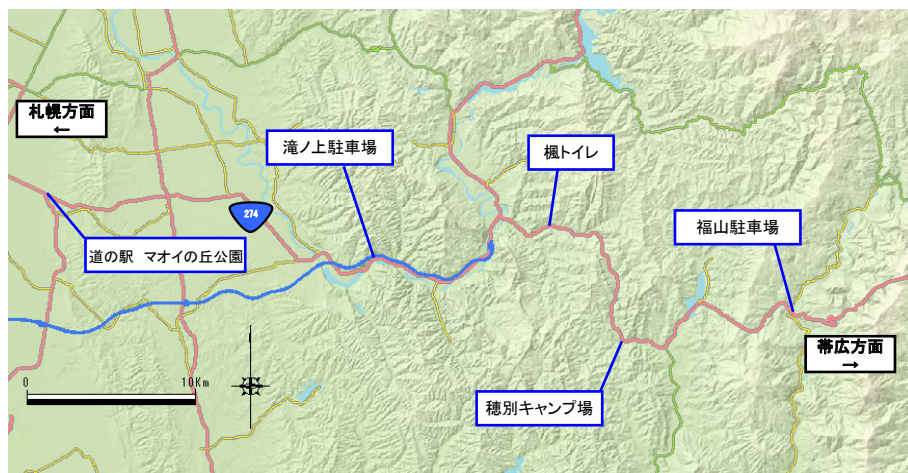


図 1 楓トイレ周辺のトイレ設置箇所（国道 274 号）

③ 利便施設協定締結の理由について

仮に楓トイレが廃止された場合、道路管理者としては、道路利用者の利便を継続して確保するために、新たな公衆便所の設置を検討する必要がありました。しかしながら、隣接地及び後背地は、現在、高速道路建設工事が施工されており、路線の反対側は河川流域区間であることから、利用できる土地が新たに確保できない状況にありました。

このような事情から、当局と夕張市とで利便施設協定を締結し、当局主導で楓トイレを維持管理することで道路利用者の利便に資することが最善と判断されました。

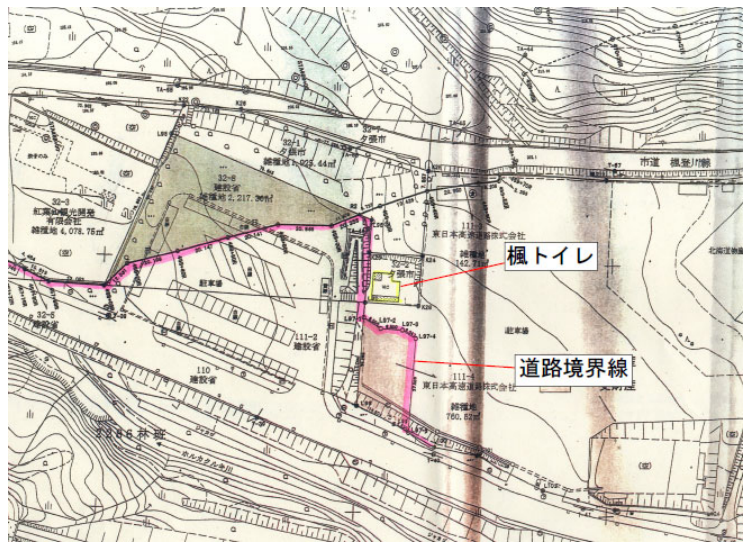


図2 楓トイレと道路区域

2 利便施設協定の内容について

周知のとおり、従前、道路区域外の施設については、道路管理者が維持管理することはできないとされてきたところですが、平成19年度の道路法改正により、政令で定める施設については、道路管理者と施設の所有者とが協定を締結することにより、道路管理者による維持管理が可能となったところです。(道路法第48条の17)

繰り返しとなりますが、本協定は、楓トイレが、道路法施行令第35条の3第6号に規定される「道路に接して設けられた公衆便所」に該当し、前述のとおり道路利用者の利便に大きく寄与する施設であることから、道路法第48条の17第1項に規定する利便施設協定を締結し、当局において維持管理を行おうとするものです。

以下、利便施設協定の概要について簡単に触れたいと思います。

① 利便施設協定の目的となる道路外利便施設

本件では、道路外利便施設の名称は「楓公衆便所」、施設の所在地は夕張市楓32番地2、敷地面積は415㎡となっています。

外観は写真のとおりです。



写真1 楓トイレ外観①



写真2 楓トイレ外観②

② 維持管理の方法

本件では、当局が当該施設の清掃及び消耗品の補充を行うこととし、また、夕張市は必要に応じて当局と協議を行い、別途管理計画書を定め、維持管理を行うこととしています。また、維持管理費用については、原則として当局が負担することになっているほか、夕張市は、当局が行う楓トイレの維持管理について協力しなければならないとされています。

施設の危険防止に関しては、当局及び夕張市は、老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、楓トイレの利用者等に対して危険を及ぼすおそれが認められる場合においては、あらかじめ、日時及び方法について協議を行い、危険を防止するため必要な措置を講じなければならないと、当該措置による費用については別途協議して定めるとされています。

③ 利便施設協定の有効期間

本件では、協定を締結した日（平成 21 年 7 月 28 日）から楓トイレの存する期間は、有効ですが、道路が廃止され、楓トイレにより当該道路の通行者又は利用者の利便を確保する必要がなくなった場合においては、この限りではないとされています。

④ 道路外利便施設協定の公示について

利便施設協定は、協定を公示した場合においては、その後の道路外利便施設の所有者に対しても効力が及ぶものであることを踏まえ、道路外利便施設の適正な管理に支障の生ずることのないようにするほか、道路管理者の特定の事務所において、協定又はその写しを閲覧に供している旨、道路外利便施設又はその敷地内の見やすい場所に掲示することとされていますが、本件については、楓トイレの出入口にこの旨を掲示しています。

3 最後に

道路外利便施設が真に道路管理に資するものか否か、道路利用者、納税者の理解を得られるように個別、具体の慎重な検討が必要なことは言うまでもないことであり、今回の事例についても様々な議論を尽くしたところですが、最終的には、財政再建に取り組む夕張市をできるだけ支援したい、という現場担当の声の後押しして、協定締結に至ったところです。

利便施設協定制度では、道路管理者が所有権を取得する必要がなく、行政コストの大幅な削減に繋がるだけでなく、道路附属物とは異なり、利便施設協定による弾力的な施設管理が可能となります。また、道路の交通利便性だけでなく、道路利用者の利便性を視野に入れた制度である点もたいへん画期的と思われます。

今回の当局の事例が広く参照され、新たな道路管理手法、「人間重視の道路行政」への布石となることを祈念しています。